（保存期間3年間）
群馬県適正化実施機関

【 参考例 】

乗 務 員 教 育 記 録 簿（高齢）

指導教育の種類と内容 **（国土交通大臣告示　第１３６６号）**	令和　　年　　月　　日（　　）　　時　～　時 場所　　実施者
【 高齢運転者の特別な指導の内容 】	教育の種類　■高齢者 教育内容～教育に使用したテキスト等を添付又は保存すること。
適齢診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。	**運転者氏名** **●良い点が認められた項目（説明した概要を記載する。）** ・ ・ ・ ・
高齢運転者 **適齢診断（高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）を65才に達した日以後１年以内（65才以上の者を新たに運転者として選任した場合には、選任の日から１年以内）に１回受診させ、その後３年以内ごとに１回受診させる。** ↓ **運転者教育は、適齢診断の結果が判明した後１か月以内に実施する必要があります。**	**●運転時に注意していただきたい点（説明した概要を記載する。）** ・ ・ ・ **●運転者が安全運転をするために、自ら考えた運転方法等（感想）** ・ ※以下のような運転が必要と考えた場合はチェックを入れてください。 ☐ 車間距離の確保が必要と考えました。 ☐ スピードを落とし運転する必要があると考えました。 ☐ 止まって見る（特に後退時、狭い道路等）必要があると考えました。

（注）初任運転者・高齢者・事故惹起者の指導を実施した場合は、運転者台帳に指導年月日を記入する。